

ミニテスト(2)の解説

2023/12/20

(問1)

キーワード：譲渡担保、占有改定による対抗要件、譲渡担保権の二重設定、無権利者の処分、即時取得の不成立

A B間の譲渡担保契約では、甲の所有権はBに移転し、それについて占有改定(183条)により対抗要件も備わっているため、Aはむはや無権利者である。A C間の第二譲渡担保の設定契約は債権契約としては有効であっても、無権利者の処分なので、Cは甲の所有権を承継取得できない。また、占有改定では即時取得(192条)は成立しないし、Cが甲を引きあげて現実の占有を取得した時点では悪意になっているので、やはり即時取得は成立しない。そうすると所有権者Bは無権利者Cに対して甲の引渡しを求めることができる。

(問2)

キーワード：弁済期到来後の処分、Dへの処分の確定的有効、受戻権喪失

12月1日にAのBに対する債務は弁済期が到来し、Aは債務不履行になっているため、譲渡担保権者Cは、譲渡担保権を実行して、目的物甲を適法に処分することができる。この処分により、DはCから確定的に甲の所有権を取得している。他方、Cの処分によりAは受戻権を喪失しているため、今さら残債務を弁済しても甲を取り戻すことができない。そうすると、所有権者Dは無権利者Aに対して甲の引渡しを求めることができ、この理由では、Aは引渡しを拒むことができない。

(問3)

キーワード：譲渡担保権の実行による清算金請求権の発生、清算金額、目的物の引渡し請求権と清算金債権の牽連性、留置権による引渡し拒絶

CのDへの処分は譲渡担保権の適法な実行であり、それにより清算金請求権と目的物の引渡し請求権が生じる。本問では、甲の時価は700万円、残債務は500万円なので、清算金の額は200万円である。両者の間には牽連性があり、留置権(295条1項)が発生する。留置権は物権であるため、所有権を取得したDにも対抗でき、Aは、Bが200万円を支払うまで、甲の引渡しを拒むことができる。

なおDが訴訟を起こすと、「Aは200万円の支払と引換えに甲をDに引き渡せ」という引換給付判決(一部認容判決)が出る。